

税経第6号

令和2年9月17日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 松本 吉郎

(公 印 省 略)

独立行政法人福祉医療機構の新型コロナウイルスの感染により事業停止等
となった事業者に対する福祉医療貸付事業の対応について（一部改正）

独立行政法人福祉医療機構は、新型コロナウイルス感染症により、施設自身の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合において対応すべく、医療貸付事業では、長期運転資金について通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資を実施していましたが、この度、別添の通り、当該優遇融資の条件について、貸付金の限度額等の更なる拡充が行われることとなりました。

つきましては、医療・福祉関係施設の貴会関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

詳細は独立行政法人福祉医療機構にご相談ください。

なお、独立行政法人福祉医療機構のホームページ

(https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/) におきまして、詳細な融資条件等が掲載されていますのでご参照ください。

病院1億円、診療所4千万円を超えるお借入れのお客様へ重要なお知らせ

令和2年9月15日

独立行政法人福祉医療機構

福祉医療貸付部長

無利子・無担保貸付額の確認のご案内

当機構の業務につきましては、平素より種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、当機構におきましては、新型コロナウイルス長期運転資金の融資条件を従来の優遇条件に加え、以下のとおり見直いたしました。

前年同月と比較して、医業収益が30%以上減少した月が1月以上ある医療機関

- 1 貸付限度額の引上げ(病院7.2億円→10億円、診療所4千万円→5千万円)
- 2 無利子枠の上限の引上げ(病院1億円→2億円、診療所4千万円→5千万円)
- 3 無担保枠の上限の引上げ(病院3億円→6億円、診療所4千万円→5千万円)

※保証人不要制度のご利用に係る0.15%は、無利子の対象となりませんのでご注意ください。

なお、医業収益が30%以上減少した場合の例は次のとおりです。

医業収益が30%以上減少に該当する例

令和1年5月の医業収益 3億円	}	減収1億円(33.3%の減収)
令和2年5月の医業収益 2億円		

※対象となる期間は、令和2年2月から令和2年8月となります。

これにより、医業収益が30%以上減収した月が1月以上ある場合は、当初5年間の無利子貸付額の内容が変更となり、お支払いいただく利息が減額になる場合がございます。

既に借入申込をされた方で、融資申込金額が病院については1億円、診療所については4千万円を超える方につきましては、契約手続き後、改めてご連絡させていただきますので、ご確認をお願いいたします。

また、担保を差し入れてお借入れされている場合は、上記3のとおり担保内容が変更となる可能性があるほか、追加融資の選択肢もありますので、ご不明な点等につきましては以下のお問い合わせ先にご連絡くださいますようお願いいたします。

<お問合せ先・ご回答先>

独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部 事業統括課

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル9階

TEL 03-3438-0213(月曜～金曜 9:00～17:00)

FAX 03-3438-0659

[お問い合わせフォーム](#)

※現在、電話回線が混雑しており、お電話が繋がりにくい場合がございます。

お客様には大変ご迷惑をおかけしますが、FAXにてご連絡先、ご担当者をご連絡ください。折り返しご連絡させていただきます。

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設等の皆さまへ～

無担保・無利子の新型コロナウイルス 対応支援資金の融資を行っています

当機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた医療関係施設等に対し、優遇融資を実施しているところですが、今般、**1か月間の減収額が3割以上（前年同月比）となった病院及び診療所**に対して、経営上必要な資金を融通し重点的な支援を行う観点から、**貸付限度額、無担保貸付額・無利子貸付額について更なる拡充**を行いました。

※1 コロナ対応を行う医療機関…コロナ患者の入院受入れ・病床確保、接触者外来等の設置
※2 政策医療を担う医療機関…都道府県医療計画に名称が記載されている政策医療を担う医療機関及び在宅医療を担う医療機関

【新規貸付の概要】

融資条件（全施設共通）																
貸付対象	前年同期などと比較して減収又は利用者が減少している等 ※要件に該当するかご不明な場合には、末尾連絡先までご相談ください。															
償還期間(据置期間)	15年以内（5年以内） ※据置期間は元金の支払猶予期間です。															
病院・診療所																
貸付利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①病院</th> <th>②診療所</th> <th>コロナ対応を行う医療機関^{※1}</th> <th>政策医療を担う医療機関^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初5年間の無利子貸付の範囲</td> <td>(3割以上減収) 2億円 (3割未満減収) 1億円</td> <td>(3割以上減収) 5,000万円 (3割未満減収) 4,000万円</td> <td>①・②の金額と「前年同月からの減収額の2倍」のいずれか高い金額</td> <td>①・②の金額と「前年同月からの減収額」のいずれか高い金額</td> </tr> <tr> <td>上記以外の部分</td> <td colspan="4">0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）</td> </tr> </tbody> </table>		①病院	②診療所	コロナ対応を行う医療機関 ^{※1}	政策医療を担う医療機関 ^{※2}	当初5年間の無利子貸付の範囲	(3割以上減収) 2億円 (3割未満減収) 1億円	(3割以上減収) 5,000万円 (3割未満減収) 4,000万円	①・②の金額と「前年同月からの減収額の2倍」のいずれか高い金額	①・②の金額と「前年同月からの減収額」のいずれか高い金額	上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）			
		①病院	②診療所	コロナ対応を行う医療機関 ^{※1}	政策医療を担う医療機関 ^{※2}											
	当初5年間の無利子貸付の範囲	(3割以上減収) 2億円 (3割未満減収) 1億円	(3割以上減収) 5,000万円 (3割未満減収) 4,000万円	①・②の金額と「前年同月からの減収額の2倍」のいずれか高い金額	①・②の金額と「前年同月からの減収額」のいずれか高い金額											
上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）															
貸付金の限度額	次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 [病院] (3割以上減収)10億円 (3割未満減収)7.2億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円															
無担保貸付	[病院] (3割以上減収)6億円 (3割未満減収)3億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円 コロナ対応を行う医療機関…上記金額と「前年同月からの減収額の6倍」のいずれか高い金額 政策医療を担う医療機関…上記金額と「前年同月からの減収額の3倍」のいずれか高い金額															
介護老人保健施設・介護医療院・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業																
貸付利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>介護老人保健施設、介護医療院</th> <th>助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初5年間の無利子貸付の範囲</td> <td>1億円</td> <td>4,000万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の部分</td> <td colspan="2">0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）</td> </tr> </tbody> </table>		介護老人保健施設、介護医療院	助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業	当初5年間の無利子貸付の範囲	1億円	4,000万円	上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）							
		介護老人保健施設、介護医療院	助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業													
	当初5年間の無利子貸付の範囲	1億円	4,000万円													
上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）															
貸付金の限度額	次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 1億円 4,000万円															
無担保貸付	1億円 4,000万円															

●ご融資には保証人（保証人不要制度（0.15%の利率を上乗せ）あり）が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

既往貸付の取扱い 当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に**3年間（最長3年6か月）**の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

●その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

優遇融資の情報（優遇融資の詳細、Q & A、借入申込書等）はこちら
https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/



医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863

※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403